

5月定時取締役会上程議案

執行役員規程の制定にかかる関連規程の変更について

【背景】

執行役員について、就任および退任、服務および報酬その他の事項を、より明確にするため執行役員規程を新たに制定する。これに伴い、関連する規程を見直し、整備する。

【関連規程の改訂】

B003	職務権限規程
B005	会議体規程
B006	経営会議規程

【関連基準・マニュアルの改訂】

	N/A
--	-----

規程新旧対照表

規程名称：	B003 職務権限規程
制定日または最終改訂日：	平成 29 年 11 月 16 日
今回改訂施行日：	平成 30 年 3 月 20 日
規程管理規程による決裁権限：	取締役会
改訂理由：	下記参照

旧	改訂の 状況	新	変更理由
<p>(取締役の職務)</p> <p>第 19 条 取締役及び役付取締役は、会社の業務執行の全般について代表取締役社長を補佐し、その職務の遂行に必要な権限を有する。</p> <p>(1) 会社業務全般にわたる管理についての代表取締役社長の補佐</p> <p>(2) 代表取締役社長に事故あるときのその職務の代行</p> <p>(3) 組織単位の長として部門管理を委嘱されている場合、その業務の遂行</p> <p>(4) 業務に関する一定範囲内での決裁</p> <p>(5) 取締役会の決議又は代表取締役社長の指示に従った、一定範囲の業務処理又は担当としての業務主管</p> <p>(6) 代表取締役社長に対する助言、援助</p> <p>(7) 重要事項についての代表取締役社長への献言</p> <p>(8) 代表取締役社長閲覧文書の審査</p> <p>(9) 代表取締役社長に代わっての重要な取引先及</p>	変更	<p>(取締役の職務)</p> <p>第 19 条 取締役及び役付取締役は、会社の業務執行の全般について代表取締役社長を補佐し、その職務の遂行に必要な権限を有する。</p> <p>(1) 会社業務全般にわたる管理についての代表取締役社長の補佐</p> <p><u>(2) 経営基本方針及び経営計画、予算案の承認</u></p> <p><u>(3) 重要な契約の締結及び変更の決定</u></p> <p><u>(4) 予算実行の管理</u></p> <p>(5) 代表取締役社長に事故あるときのその職務の代行</p> <p>(6) 組織単位の長として部門管理を委嘱されている場合、その業務の遂行</p> <p>(7) 業務に関する一定範囲内での決裁</p> <p>(8) 取締役会の決議又は代表取締役社長の指示に従った、一定範囲の業務処理又は担当としての業務主管</p> <p>(9) 代表取締役社長に対する助言、援助</p> <p>(10) 重要事項についての代表取締役社長への献言</p> <p>(11) 代表取締役社長閲覧文書の審査</p> <p>(12) 代表取締役社長に代わっての重要な取引先及</p>	<p>執行役員との職務を明確にするため、取締役の職務を追記する</p>

旧	<u>改訂の 状況</u>	新	<u>変更理由</u>
び関係先との折衝 (10) 会計及び業務に関する管理 (11) 株主総会、取締役会及び重要会議への出席 (12) 取締役会の招集		び関係先との折衝 (13) 会計及び業務に関する管理 (14) 株主総会、取締役会及び重要会議への出席 (15) 取締役会の招集	

規程新旧対照表

規程名称：	B005 会議体規程
制定日または最終改訂日：	平成 28 年 10 月 18 日
今回改訂施行日：	平成 30 年 5 月 18 日
規程管理規程による決裁権限：	取締役会
改訂理由：	下記参照

旧						改訂の 状況	新						変更理由
別紙：会議体						変更	別紙：会議体						運用実態に即した内容に変更
会議名	開催	事務局	議長	出席者	主な内容		会議名	開催	事務局	議長	出席者	主な内容	
経営会議	必要に応じてその都度	経営管理本部	代表取締役社長	代表取締役社長 取締役 要請を受けた者	<u>・会社運営における重要な事項の決定(取締役会決定事項除く)等</u>	経営会議	必要に応じてその都度	経営管理本部	代表取締役社長	代表取締役 常勤取締役 常勤監査役 執行役員 要請を受けた者	<u>・職務権限表に記載の経営会議で決議・決裁すべき事項の決定</u> <u>・その他必要と認められる事項の決定</u>		

規程新旧対照表

規程名称：	B006 経営会議規程
制定日または最終改訂日：	平成 29 年 7 月 19 日
今回改訂施行日：	平成 30 年 5 月 18 日
規程管理規程による決裁権限：	取締役会
改訂理由：	下記参照

旧	改訂の 状況	新	変更理由
(協議事項) 第 7 条 経営会議は、次の事項を協議するほか、必要に応じ議長が提示した事項についてこれを協議する。 <u>①取締役会に付議すべき事項</u> <u>②全般的業務執行方針に関する事項</u> ③その他必要と認められる事項	変更	(協議事項) 第 7 条 経営会議は、次の事項を協議するほか、必要に応じ議長が提示した事項についてこれを協議する。 <u>①職務権限表に記載の経営会議で決議・決裁すべき事項</u> <u>②その他必要と認められる事項</u>	運用実態に即した内容に変更